

広島県告示第四十九号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和四年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備考
医療法人 中山整形外科医院	広島市東区中山東一丁目五番八号	令和七年二月二日	更新
広島大学病院	広島市南区霞一丁目二番三号	令和七年二月二日	更新
総合病院三原赤十字病院	三原市東町二丁目七番一号	令和七年二月二日	更新
藤井病院	福山市鞆町鞆三二三番地	令和七年二月二日	更新
独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター	東広島市西条町寺家五二三	令和七年二月二日	更新
独立行政法人国立病院機構 福山医療センター	福山市沖野上町四丁目一四番一七号	令和七年二月二日	更新
市立三次中央病院	三次市東酒屋町一〇五三一番地	令和七年二月二日	更新
大矢整形外科病院	呉市中央四丁目四番五号	令和七年二月二日	新規